

2024年2月15日

お客さま各位

三井住友信託銀行株式会社

## 郵便物不着時のインターネットバンキングにおける投資信託・外貨預金のお取引制限について

平素是三井住友信託ダイレクトをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当社よりお客さまへご送付した郵便物が宛先不明等で返戻となった場合、住所変更のお手続きが完了するまでの間、三井住友信託ダイレクトインターネットバンキングにおける投資信託・外貨預金のお取引を一部制限させていただきます。

制限の詳細につきましては、「[郵送物の不着に関するインターネットバンキング一部お取引の利用制限について](#)」をご確認ください。

当社にお届けいただいている住所が「旧住所」のままになっているお客さまは、速やかに住所変更のお手続きをお願いいたします。[\(住所変更お手続きはこちらから\)](#)

お客さまには何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 適用開始日

2024年3月25日(月)

適用開始日以降、郵便物の不着が発生しているお客さまがインターネットバンキングにログインされた際に、<住所変更のお願い>のメッセージを掲出いたします。当該メッセージを最初にご覧いただいた後90日を経過しても住所変更手続きの完了が確認できない場合に、下記2. 記載のお取引を制限させていただきます。

### 2. 利用制限対象のお取引

投資信託	・購入 ・売却 ・自動購入プラン 新規申込 ・積立投信 新規申込
------	---

外貨預金	・外貨普通預金 入金 ・外貨普通預金 出金 ・外貨定期預金 入金 ・外貨定期預金 中途解約 ・外貨定期預金 満期手続き
------	---

### 3. ご留意事項

郵便物は郵便の諸事情等から誤って「住所不明扱い」等で返戻される可能性がございます。

住所に変更がないにもかかわらず、<住所変更のお願い>のメッセージが表示される、またはお取引が制限される場合は、大変お手数ですが[お取引店](#)までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

以上